

平成30年9月 7日 開会

平成30年9月20日 閉会

# 平成30年第3回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

# 目 次

9月7日（金）

議事日程	1
議長及び出席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第33号について（提案説明・採決）	4
議第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）	5
議第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7
議第36号について（提案説明・委員会付託）	8
議第37号について（提案説明・委員会付託）	10
議第38号について（提案説明・委員会付託）	11
議第39号について（提案説明・委員会付託）	15
議第40号について（提案説明・委員会付託）	17
議第41号について（提案説明・委員会付託）	18
議第42号及び議第43号について（提案説明・委員会付託）	19
認定第1号から認定第5号までについて（提案説明・委員会付託）	20
散会	34
会議録署名議員	35

9月20日（木）

議事日程	37
議長及び出席議員	37
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	38
職務のために出席した者	38

開議	39
会議録署名者決定	39
一般質問	39
7番 岩田讓治議員	39
1番 西松幸子議員	43
9番 山中美恵子議員	47
2番 碓井昭夫議員	51
5番 小川文雄議員	55
委員会報告	59
スマートインターチェンジ建設促進特別委員会	59
議会改革特別委員会	60
総務産建常任委員会	61
民生文教常任委員会	62
議第36号について（質疑・討論・採決）	63
議第37号について（質疑・討論・採決）	63
議第38号について（質疑・討論・採決）	63
議第39号について（質疑・討論・採決）	64
議第40号について（質疑・討論・採決）	64
議第41号について（質疑・討論・採決）	64
議第42号について（質疑・討論・採決）	65
議第43号について（質疑・討論・採決）	65
認定第1号について（質疑・討論・採決）	65
認定第2号について（質疑・討論・採決）	66
認定第3号について（質疑・討論・採決）	66
認定第4号について（質疑・討論・採決）	66
認定第5号について（質疑・討論・採決）	67
議第44号について（提案説明・質疑・討論・採決）	68
閉会	71
会議録署名議員	72

平成30年9月7日（第1日）

議 事 日 程 (平成30年9月7日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議 第33号 教育委員任命につき同意を求める件
- 日程第4 議 第34号 専決処分の承認について  
専第2号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議 第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議 第36号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議 第37号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議 第38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議 第39号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議 第40号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議 第41号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議 第42号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議 第43号 町道路線の認定について
- 日程第14 認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第3号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第4号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第18 認定第5号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大平文雄

○出席議員（10名）

1番 西松幸子	2番 碓井昭夫	3番 西松 巖
4番 安井 忠	5番 小川文雄	6番 大平文雄
7番 岩田讓治	8番 古澤 榮一	9番 山中美恵子
10番 渡邊明博		

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 堀 正	副町長 岡田武史
教育長 渡邊 均	調整監 水谷秀平
総務課長 山田 靖	企画調整課長 大平共美
会計管理者 堀 芳弘	税務課長 坂 優
住民環境課長 吉村 等	福祉課長 坂 和由
建設課長 河合 一	産業振興課長 岡田 立
生涯学習課長 安井孝行	学校教育課長 堀 隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 今村厚士	書記 定益直子
書記 馬淵佑司	

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

それでは、ただいまより平成30年第3回安八町議会定例会を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回安八町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をさせていただきます。

本日の会議録署名者は、7番 岩田讓治君、8番 古澤榮一君に指名いたします。

---

議長 日程第2、会期決定についてをお諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの14日間にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日より9月20日までの14日間にすることに決定しました。

---

議長 町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第3回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

また、日ごろ町政の運営には格別の御理解並びに御協力を賜っておりますことを心より感謝申し上げます。

現在、ハートピア安八歴史民俗資料館におきまして、9・12豪雨災害展を開催しています。安八町の水害の歴史を災害の教訓として継承していくため、子供たちが夏休みになる時期から9月12日に合わせ、実施しています。ぜひ議員の皆様も足を運んでいただきたいと思います。

とうとい人命が犠牲になっており、安八町では例年のとおり、来週12日に決壊現場におきまして安全祈願祭を開催し、御冥福と安八町の安全を祈りたいと思います。

また、先日の安八町総合防災訓練は天候不良のため中止になりましたが、行政機関や消防団等による公助を加え、自助・共助・公助の連携による災害発生時の協働体制の確立を図るとともに、自分の命や自分の財産は自分で守る自助の意識、近隣の人々で助け合う共助の精神が大切であります。

また、町では9月19日には職員を対象にしました災害図上訓練体験講座を実施する予定でございます。災害を想定した図上訓練に多くの職員が参加することで、防災意識の向上につながると考えています。今後とも各種機関と連携をとりながら、各種訓練を実施していきたいと考えております。

さて、本日提案いたしております主な案件であります。任期満了に伴う教育委員の任命同意を初め、条例改正2議案、また平成30年度一般会計・特別会計補正予算、平成29年度の決算認定など、合わせて16議案でございます。

個々の案件につきましては、会計管理者及び担当課長から説明をさせていただきますので、十分御審議をいただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いしたいと思います。

---

議長 日程第3、議第33号 教育委員任命につき同意を求める件を議題とします。提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは議第33号につきまして、まず議案を朗読し、その後、提案説明をさせていただきます。

議第33号 教育委員任命につき同意を求める件。

教育委員を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。



記といたしまして、住所、安八郡安八町大野61番地。氏名、坂隆史。生年月日、昭和26年12月24日生まれ。

もう一方、住所、安八郡安八町城3丁目32番地の3。氏名、藤田佳子。生年月日、昭和39年4月16日生まれ。

提案説明をさせていただきます。

今回、提案させていただきます坂隆史さんと藤田佳子さんは、今月末をもちまして任期満了となります。平成26年10月より1期4年間にわたり、本町教育委員としてお世話になってまいりました。

坂隆史さんは大野にお住まいで、小学校長で御退職されるまで38年間教員としてお勤めされました。その間には、小・中学校だけでなく、西濃子どもセンターや大垣市教育委員会にも勤務をされました。教員、教頭、校長といった学校以外でも培ってこられた豊富な経験をもとに、4年間さまざまな分野で御提言や御指導をいただいております。

もうお一方の藤田佳子さんは幼稚園教諭などをしてこられ、御結婚を機に安八にお住まいになられました。現在、高校生と大学生のお子様をお持ちになる保護者であります。また、平成18年からは放課後児童クラブ指導員として、平成20年からは名森小学校の特別支援教育アシスタントとして、安八町の児童教育にかかわっていただいております。

引き続き教育委員としてお世話になり、さらなる御活躍を期待しておりますので、提案申し上げ、任命の同意をお願いするものでございます。どうぞ御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 本件につきましては、質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第33号は原案どおり同意しました。

---

議長 日程第4、議第34号 専決処分の承認についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長 坂優君。

税務課長 議第34号につきまして、朗読説明をさせていただきます。

議第34号 専決処分の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

専第2号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,316万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億9,567万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年7月25日専決、安八郡安八町長。

7ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

7ページは歳入、8ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額52億8,251万2,000円に補正額1,316万2,000円を追加し、52億9,567万4,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、9ページをお願いいたします。

2. 歳入、単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で説明をさせていただきます。

下段となりますが、款、繰入金、項、基金繰入金、目、節ともに財政調整基金繰入金、補正額816万2,000円。これにつきましては、今回の補正に伴います財源といたしまして、財政調整基金の繰り入れを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、10ページをお願いいたします。

3. 歳出、単位は1,000円です。

款、総務費、項、徴税費、目、賦課徴収費、補正額、増額の770万円は、節区分、償還金、利子及び割引料で、法人町民税等還付金として770万円、財源は全て一般財源です。

内容としましては、各法人の会計年度に従って、法人町民税の確定申告が行われます。この確定申告に伴い還付金を支払うこととなったケースが、今

年度倍増いたしました。これにより、当初予算では大幅に不足となる事態となりましたので、またさらに還付金は中間申告で納付された日にさかのぼり、還付加算金を支払うこととなるため、急ぎ予算措置をする必要が生じたので、不足分につきまして専決補正を行わせていただいたものでございます。

議長 産業振興課長 岡田立君。

産業振興課長 続きまして、10ページの下段をお願いします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、補正額546万2,000円。特定財源の国県支出金は、県補助金の中山間地域等担い手育成総合対策事業補助金500万円でございます。残りが一般財源となります。

今年度から、北今ヶ淵北部を基盤として、新規に杵ノ戸営農組織が立ち上がりました。その杵ノ戸営農組織がトラクター等を購入するために補助するものでございます。町といたしましても、農業離れ、後継者不足が問題となっている現在、営農組織の新規設立は農業振興において重点的に推進しているところでもございます。他の営農組織同様、機械導入等に早期に支援していくということで、今回のほうで補正をお願いしたものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第34号は原案どおり承認しました。

---

議長 日程第5、議第35号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の11ページをお願いいたします。

議第35号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第35号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 契約の目的、水道配水場更新管路布設工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、6,912万円。4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市早田栄町4丁目28番地、朝日設備工業株式会社、代表取締役 渡邊直哉。

本件は、水道配水場の老朽化に伴う更新並びに耐震化に伴う工事の一部で、既存の取水井戸や配水池、配水本管などの水道管と、新設の配水ポンプ場の水道管等接続する土木工事で、工期は3月末を予定しています。

工事の請負契約に当たり、安八町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第35号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第6、議第36号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 13ページの議第36号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第36号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第10号）の一部を次のように改正する。

本条例は、保護者が就労や病気などで家庭での保育ができない場合に、町が認めた家庭的保育者の自宅で行う家庭的保育や小規模保育、また企業の事業所内保育などに関して、その設備や運営基準について定めるものでございます。

このたび、本条例が基準としている上位法の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令が改正されました。

改正の要点は、主に3点でございます。

1点目は、第6条関係で、第2項及び第3項として、代替保育に係る連携施設の確保義務の基準緩和を新たに加えるものでございます。

家庭的保育事業等では、お子さんを見る職員が病気などの場合、これにかわる代替保育として、幼稚園、保育所、認定こども園に限定し、これを確保することとなっております。改正後はこれを緩和し、条件つきでございますが、小規模保育事業や企業の事業所内保育事業からの代替保育の提供も認めるという内容を規定するものでございます。

1枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

2点目は、上から3行目の第16条関係でございます。

家庭的保育事業の食事の提供に関して、外部搬入対象を拡大するものでございます。これは、衛生面や栄養面、またアレルギーやアトピーなど、それらに適切に対応でき、また調理実績があると町が認める事業者からの外部搬入も認めるという内容を16条に規定するものでございます。

3点目は、16ページの中ほど、附則第2条関係でございます。

家庭的保育事業における食事提供施設の整備に関して、猶予期間を5年から10年に延長するものでございます。いまだ施設整備の確保が困難な実情が事業者にあることから、設備等の整備の猶予期間を10年に延長する内容を規

定するものでございます。

そのほか、第5条、第45条においては、改正に伴う条項ずれを整備するものでございます。

16ページの下段、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、別冊の議案資料、新旧対照表につきましては、後ほど御精読をお願いいたしたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第36号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第7、議第37号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 17ページをお開きいただきたいと思います。

議第37号につきまして、朗読並びに提案説明をさせていただきます。

議第37号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、19ページをお願いいたします。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安八町条例第12号）の一部を次のように改正する。

以下が改正本文でございます。

今回の改正は、放課後児童クラブの支援員の職員としての資格要件の第4号の「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」と改正し、また第10号に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認められた者を新たに追加し、支援員としての採択要件を広げたものでございます。

なお、別冊の議案資料の5ページに、今回の改正の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御精読いただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま議題となっております議第37号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第8、議第38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 それでは、21ページをお願いいたします。

議第38号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,575万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億4,142万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

23ページは歳入、24ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額52億9,567万4,000円に4億4,575万円を追加し、57億4,142万4,000円とするものでございます。

25ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

補正前及び補正後の起債の方法、利率、償還の方法については、変更がございません。

まず、臨時財政対策債の限度額を110万円減額し、2億6,220万円とし、公共事業等債の限度額を1億5,290万円増額し、2億3,770万円とします。

次に、今回新たに発行します地方道路整備事業債の限度額を3,520万円、一般単独事業債の限度額を1,900万円とし、地方債合計を5億5,770万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

26ページの最上段、款項目とも地方交付税、補正額減額の762万4,000円でございます。これは、平成30年度分の普通交付税の額の確定によるものでございます。

次に26ページの最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額4,475万8,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため、基金から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、27ページ下段、款項とも町債、目、臨時財政対策債、補正額減額の110万円につきましては、平成30年度分の普通交付税の額の確定により、起債発行可能額が確定しましたので減額を行うものでございます。

1枚はねていただきまして、28ページをお願いいたします。



3. 歳出でございます。単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額19万1,000円は、地区行政執行経費の地区集会所設置補助金といたしまして、1地区の地区集会所改修に対します補助金を計上するものでございます。

続きまして、目、情報管理費、補正額291万6,000円でございます。財源内訳は、特定財源の国県支出金の国庫支出金、マイナンバーカード記載事項改修補助金291万6,000円でございます。これは、マイナンバーカードを旧姓併記に関する制度改正に対応するため、所要のシステム改修を行うものでございます。

議 長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、同じく28ページの下段をごらんください。

款、民生費、項、社会福祉費、目、安八温泉費、補正額、増額の59万7,000円。節区分の需用費の修繕費は、空調機器の修繕でございます。

続きまして、目、福祉医療費、補正額、増額の21万1,000円。節区分の償還金、利子及び割引料は、平成29年度精算確定による返還金でございます。

続きまして、目の後期高齢者医療費、補正額512万3,000円、節区分の負担金、補助及び交付金は、平成29年度療養給付費の確定に伴う負担金でございます。

続きまして、29ページをお願いします。

項、児童福祉費、目、保育所費、補正額、増額の484万円。これは保育園事務経費、保育経費、施設管理経費にわたり、節区分の需用費の消耗品費67万7,000円、印刷製本費24万3,000円、並びに修繕費の74万9,000円、そして備品購入費の317万1,000円、これらはいずれも認定こども園への移行に伴う経費でございます。

財源内訳の特定財源、その他繰入金でございます。地域福祉基金から繰り入れし、財源に充てるものでございます。

議 長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き、29ページをお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農地費、補正額4,210万円。特定財源、国県支出金、県支出金1,688万円は、農業農村整備事業県補助金でございます。地方債2,060万円は、地方道路整備事業債1,180万円と、一般単独事

業債880万円でございます。県単土地改良事業として、北今ヶ淵杵ノ戸及び南條地区の農道整備、領家、西蚊塚等の樋門改修に伴う事業費でございます。

款、土木費、項、道路橋りょう費、目、道路維持費、補正額8,706万1,000円。特定財源、国県支出金3,963万円は、国庫支出金で社会資本整備交付金でございます。地方債3,460万円は公共事業等債でございます。道路維持経費として、氷取、城地区などの舗装補修4路線、橋梁補修2橋に係る事業費でございます。

目の道路新設改良費、補正額6,000万円。特定財源、国県支出金、国庫支出金3,300万円は社会資本整備交付金でございます。地方債の2,410万円は、公共事業等債でございます。

道路新設改良事業として、主に北今ヶ淵宮西地内通学路改良における設計委託、上村、大明神地内における通学路改良事業費でございます。

30ページをお願いします。

項、都市計画費、目、都市計画整備事業費、補正額2億2,900万円。特定財源、国県支出金9,535万円は、国庫支出金、社会資本整備交付金でございます。地方債1億1,760万円は、公共事業等債9,420万円、地方道路整備事業債2,340万円でございます。その他1,000万円は、ふるさと基金繰入金でございます。

都市計画整備道路改良事業として、中、牧、工専地内道路改良における測量設計委託並びに道路改良及びアクセス道路長良川右岸堤、県道北方多度線南進への延伸事業費でございます。

スマートインターチェンジ建設事業といたしまして、名神側道北側の改良工事並びにNEXCO中日本への工事負担金及び管理負担金でございます。

これらの事業、農村農業整備事業県補助金並びに社会資本整備交付金の内示により補正をお願いするものと、NEXCO中日本との工事の協定により補正をお願いするものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 引き続きまして、30ページをお願いいたします。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費、補正額、増額の1,117万1,000円。特定財源といたしまして、地方債、一般単独債でございますが、830万円。節区分といたしまして委託料93万2,000円、工事請負費1,023万

9,000円でございます。これは、結小学校及び牧小学校の防水改修工事のための設計管理委託料、また工事請負費用を計上しております。

続きまして下段、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の254万円。特定財源といたしまして、一般単独事業債といたしまして190万円、節区分といたしまして委託料46万6,000円、工事請負費207万4,000円でございます。これは、登龍中学校の防水改修工事のための設計管理委託費用と工事請負費用を計上しております。

以上、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第38号は、会期内の各常任委員会とスマートインターチェンジ建設促進特別委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は会期内の各常任委員会とスマートインターチェンジ建設促進特別委員会で審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第9、議第39号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 それでは31ページ、議第39号を朗読説明させていただきます。

議第39号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,173万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,273万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、33ページが第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

33ページが歳入、34ページが歳出でございます。

いずれも補正前の額15億9,100万円、補正額4,173万5,000円、計としまして16億3,273万5,000円でございます。

下のページ、35ページでございますが、歳入内訳でございます。

款項目とも繰越金、補正額4,173万5,000円、平成29年度からの繰越金の確定によるものでございます。

はねていただきまして36ページ、歳出の内訳でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額68万7,000円。節区分、委託料の業務委託68万7,000円。こちらは国保システムの改修委託でございます。

真ん中の表でございます。

款、保険給付費、項、療養諸費、目、審査支払手数料、補正額減額の41万7,000円。節区分、役務費、手数料の減額の41万7,000円。こちらは診療報酬支払手数料から一般管理費の予算への組み替えをしておるものでございます。

その下の表、款項目とも基金積立金、補正額3,499万3,000円。こちらは繰越金のうち、補正残金に係る分を基金に積み立てるものでございます。

一番下の表でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金、目、償還金、補正額647万2,000円。節区分、償還金、利子及び割引料647万2,000円は、29年度の療養費の確定によりまして、国及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第39号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

議長 日程第10、議第40号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 吉村等君。

住民環境課長 37ページからの議第40号について、朗読説明をさせていただきます。

議第40号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ388万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,188万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして39ページ、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

39ページが歳入、40ページが歳出になっております。

いずれも補正前の額1億5,800万円、補正額388万2,000円、計としまして1億6,188万2,000円でございます。

続いて41ページ、歳入内訳でございます。

款項目とも繰越金、補正額388万2,000円。節区分、繰越金は平成29年度からの繰越金の確定によるものでございます。

1枚はねていただきまして42ページ、歳出の内訳でございます。

上の表でございますが、款項目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額388万4,000円。節区分としまして、負担金、補助及び交付金の負担金388万4,000円は、こちらは平成29年度の決算の確定に伴いまして後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

下の表、款項目とも予備費、補正額減額の2,000円。こちらにつきましては負担金の財源調整のため、減額をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただいま議題となっております議第40号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定しました。

---

議 長 日程第11、議第41号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

福祉課長 坂和由君。

福祉課長 43ページの議第41号につきまして、朗読説明申し上げます。

議第41号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、45ページをお願いいたします。

第1表 歳出予算補正。歳出合計に増減はございません。

1枚はねていただきまして、46ページをお願いいたします。

歳出、単位は1,000円でございます。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額に増減はございません。職員1名が産休育休に入るため、パート職員1名を補充いたします。節区分の給料と共済組合負担金を減額し、賃金及び社会保険料を増額する予算の組み替えをお願いするものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま議題となっております議第41号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は会期内の民生文教常任委員会  
会で審査していただくことに決定しました。

---

議長 日程第12、議第42号 町道路線の廃止について、日程第13、議第43号 町  
道路線の認定についての2議案を、関連性がございますものですから一括議  
題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 47ページの議第42号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げま  
す。

議第42号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8  
条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

49ページをお願いいたします。

廃止となる路線は、路線番号023283、路線名、南長田3号線。牧字南長田  
4674番1地先から4663番地先までの延長192メートル、幅員3から7.3メート  
ルの区間でございます。51ページは廃止路線網図でございます。

続いて、53ページの議第43号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し  
上げます。

議第43号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決  
を求めるものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

55ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、路線番号023677、路線名、南長田12号線。牧字南  
長田4674番1地先から同4678番1地先までの延長77メートル、幅員3.2から  
7.3メートルの区間でございます。57ページは、廃止後の残りの部分として  
新たに認定する路線網図でございます。

牧字南長田地内において、現在操業の旭金属株式会社様の新工場の建設が  
決定いたしました。同社より、本工場用地に隣接する町道の一部も工場用地

として一体的に利用したく、払い下げの要望がありました。この町道の一部は、ほかの工場地とも隣接し、今後必要としないことから、町道路線を廃止し、残りの町道に対し、新たに認定をお願いするものでございます。

以上2議案につきまして、御審議賜りますようお願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第42号、議第43号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第42号、議第43号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定しました。

ここでお諮りします。

暫時休憩をとりたいと思います。11時10分に再開させていただきます。よろしくお祈りします。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長 再開いたします。

---

議長 お諮りします。

日程第14、認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第2号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第3号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第4号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、日程第18、認定第5号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたしますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、日程第14、認定第1号から日程第18、認定第5号までを一括議題とすることに決定し、これを議題といたします。

一般会計歳入歳出決算の認定についてより、順次説明を求めます。

会計管理者 堀芳弘君。

会計管理者 それでは、議案書の59ページをお願いいたします。



ただいま上程されました5つの認定案件につきまして、朗読並びに御説明を申し上げます。

認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第2号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、認定第3号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

続きまして、認定第4号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について。

平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

認定第5号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり認定に付すものとする。

平成30年9月7日提出、安八郡安八町長。

内容につきましては、別冊の決算附属書類にて御説明申し上げます。

表紙の薄い黄色の決算附属書類を御用意願いたいと思います。

決算附属書類、表紙から2枚はねていただきまして、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

平成29年度一般会計及び特別会計実質収支に関する説明書でございます。

まず一般会計でございます。

歳入総額72億7,062万9,143円、歳出総額68億3,438万5,737円、差引額4億3,624万3,406円。このうち、繰越明許費といたしまして2,142万3,000円でございます。また、法第233条の2の規定によります基金繰入額は2億1,400万円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。

歳入総額といたしまして18億7,570万6,580円、歳出総額18億3,297万929円、差引額4,273万5,651円でございます。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入総額といたしまして1億5,578万9,782円、歳出総額1億5,190万6,382円、差引額388万3,400円でございます。

水道事業会計でございます。

歳入総額で4億600万3,366円、歳出総額4億4,612万2,331円で、差し引き、マイナスの4,011万8,965円でございます。

公共下水道事業特別会計でございます。

歳入総額といたしまして8億6,971万3,944円、歳出総額といたしまして8億3,927万6,998円で、差引額3,043万6,946円でございます。うち、法第233条の2の規定によります基金繰入額は2,490万円でございます。

1枚はねていただきまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

平成29年度における主要な施策の成果に関する説明書でございます。

この主要な施策の成果に関する説明書につきましては、歳入歳出の決算内容と関係がございますので、各委員会にて御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

飛びまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

まず、1の公有財産でございます。土地及び建物の関係でございます。単位は平方メートルでございます。

土地の関係でございますが、決算年度の増減はございませんので、決算年度末の現在高といたしまして、25万623平方メートルでございます。木造の建物につきましても増減はございません。決算年度末の現在高といたしまして、4,339平方メートルでございます。非木造の建物につきましては、決算年度中の増減といたしまして、結小学校のエレベーターの建屋の関係でございます。55平方メートルの増でございます。決算年度末の現在高といたしまして、5万5,716平方メートルでございます。延べ面積合計といたしまして、決算年度中の増減高55平方メートルの増で、決算年度末の現在高といたしまして、6万55平方メートルでございます。

続きまして、右側の2の有価証券の関係でございます。こちらにつきましては、単位は1,000円でございます。

有価証券におきまして、決算年度中の増減はございませんので、決算年度末の現在高といたしまして、870万円でございます。

3の物権の関係でございます。こちらにつきましては、単位は平方メートルでございます。

決算年度中の増減高といたしまして6平方メートルの減ということで、結バス停の用地の返却分ということでございます。決算年度末の現在高といたしまして、4万8,965平方メートルでございます。

続きまして、4の出資による権利の関係でございます。単位は1,000円でございます。

こちらにつきましては、決算年度中の増減はございません。決算年度末現在高といたしまして、967万8,000円でございます。

62ページをお願いしたいと思います。

2の物品の関係でございます。

区分といたしまして、軽貨物自動車から消火・通報訓練指導車までの関係でございます。決算年度中の増減高についてはございませんので、決算年度末の現在高といたしましては、合計44台保有しているということでございます。

63ページのほうに参りまして、3の基金の関係でございます。こちら、単

位は1,000円でございます。

区分といたしまして、財政調整基金でございます。決算年度中の増減高といたしまして、2億157万3,000円の減でございます。

地域福祉基金につきましては、14万1,000円の増となっております。

2つ飛びまして、スマートインターチェンジ建設基金でございます。こちらにつきましては6,981万7,000円の減。ふるさと基金につきましては219万5,000円の増となっております。

続きまして、公共下水道事業整備基金でございます。500万円の減ということでございます。

続きまして、国民健康保険基金でございます。こちらにつきましては、9,426万3,000円の増となっております。

決算年度中の増減の合計といたしましては1億7,979万1,000円の減でございます。決算年度末の現在高といたしましては4億7,119万7,000円でございます。

次に、4の貸付金の関係でございます。単位は1,000円でございます。

区分の学校給食運営費貸付金でございます。こちらにつきましては、決算年度中の増減はございません。決算年度末の現在高といたしまして、200万円でございます。

1枚はねていただきまして、64ページをお願いいたします。

平成28年度・平成29年度款別決算額の比較表でございます。

歳入の関係でございます。

款の町税でございます。上段が28年度、下段が29年度でございます。収入済額でございますが、29年度22億1,934万4,547円で、不納欠損額につきましては、567万1,323円を不納欠損処分いたしております。また、未収金につきましては9,354万620円でございます。この未収金につきましては、そのページの下から2段目になります12の分担金及び負担金で、7万7,245円。この関係につきましては、空中防除の受益者負担金と保育料で未収となっております。

続きまして、一番下の使用料及び手数料の関係でございます。未収入額で8万5,166円。これにつきましては、町営住宅使用料の未収分でございます。

その他の関係につきましては、全額収納いたしておるところでございます。

1枚はねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

歳入を合計いたしまして、収入済額で72億7,062万9,143円。前年に対しまして6億9,979万8,973円の増となっております。また、不納欠損額を合計いたしまして567万1,323円、未収金につきましては9,370万3,031円でございます。

続きまして、68、69ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

一番下の合計の欄でございますが、支出済額の合計といたしまして68億3,438万5,737円でございます。前年に対しまして5億8,778万730円の増となっております。

70ページのほうをお願いいたします。

町税の決算額の推移の関係でございます。

左側の区分の款の町税でございます。

29年度の前年比増減額でございますが、2,147万1,972円の増でございます。前年に対しまして101%となっております。

続きまして、71ページの関係でございます。

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の関係でございます。

消費税が5%から8%に引き上げられたことによりまして、その引き上げ分のうち、地方消費税の収入につきましては社会保障の4経費といたしまして、年金、医療、介護、少子化対策の経費、またその社会保障施策ということで、社会福祉、社会保険、保健衛生に関する施策に要する経費に充てるものとされております。

表の右半分の財源内訳の、右から2列目の一般財源のところでございます。引き上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）のところでございますが、この列がここの関係をあらわしている項目でございます。

左側の保健衛生費の中の福祉医療事業、2つ飛びまして、予防事業、母子保健事業、成人保健事業に消費税の引き上げ分を全額充てていることを示しておる表でございます。

続きまして、72ページのほうをお願いしたいと思います。

平成29年度一般会計歳入歳出決算書の概要でございます。

歳入の会計でございます。

特定財源につきましては、会期中に開催されます各委員会で御説明をさせていただきますので、一般財源についてのみ御説明をさせていただきます。

款の町税でございます。項の町民税から項のたばこ税まで、合計いたしまして収入済額22億1,934万4,547円でございます。

なお、不納欠損額といたしまして、個人の町民税につきましては256万8,000円、法人の町民税につきましては10万8,000円を不納欠損いたしております。また、固定資産税につきましては271万2,000円、軽自動車税につきましては28万2,000円をそれぞれ不納欠損処分といたしておるところでございます。

次に、款の地方譲与税でございます。節の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、合わせまして収入済額8,606万8,000円でございます。

73ページのほうに参りまして、款節ともに利子割交付金でございます。収入済額465万7,000円でございます。

款節ともに配当割交付金でございます。収入済額といたしまして916万1,000円でございます。

続きまして、株式等譲渡取得割交付金につきましては1,071万3,000円。

地方消費税交付金につきましては、地方消費税交付金と社会保障財源交付金を合わせまして、2億4,130万8,000円となっております。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金でございます。収入済額で510万7,270円でございます。

自動車取得税交付金につきましては2,646万1,000円。

地方特例交付金につきましては1,257万2,000円でございます。

続きまして、地方交付税でございます。こちらにつきましては、普通交付税と特別交付税、合わせまして11億7,634万1,000円となっております。

交通安全対策特別交付金でございます。収入済額で235万6,000円となっております。

分担金及び負担金から77ページの県支出金までにつきましては、特定財源のため各委員会で説明をさせていただきますので、80ページのほうをお開き願いたいと思います。

上から5段目の款の財産収入でございます。節の利子及び配当金で収入済額31万9,830円でございます。このうち、一般財源につきましては、地域福

祉基金、財政調整基金、減債基金のほか、東海旅客鉄道株式会社ほか配当金、合計で30万7,000円となっております。それぞれの基金の利息でございます。

続きまして、節の土地貸付収入でございます。363万8,826円。これにつきましては、法人4社からの賃貸料でございます。

款の寄附金でございます。節の一般寄附金でございます。収入済額7万2,125円につきましては、1団体、1個人からの寄附金を受けたものでございます。

81ページのほうに参りまして、款の繰入金、項の財政調整基金繰入金でございます。収入済額で3億5,965万3,000円でございます。

款節ともに繰越金でございます。款の繰越金、節の繰越金でございます。収入済額で1億8,961万4,163円で、平成28年度からの純繰越金でございます。節の繰越明許繰越金につきましては、2,561万1,000円となっております。

款の諸収入でございます。節の延滞金、収入済額で197万6,931円。これにつきましては町税の延滞金でございます。節の預金利子5,651円。これにつきましては、歳計現金の利息となっております。

82ページのほうに参りまして、節の雑入でございます。収入済額8,249万4,393円でございます。このうち、一般財源で金額の大きいものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、総務課のところでございます。県市町村振興協会市町村交付金でございます。市町村の振興費の助成といたしまして交付されたものでございます。

次、83ページに参りまして、款の町債、項の臨時財政対策債、収入済額で2億6,330万円でございます。十六銀行から3年据え置き15年償還ということで借入れを行ったものでございます。

1枚はねていただきまして、84ページをお願いいたします。

歳出の関係でございますが、歳出につきましては各委員会のほうで説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

飛びまして、112、113ページをお願いいたします。

一般会計性質別内訳及び科目別内訳でございます。

下から3行目の前年度合計と、その上の29年度合計との決算額を比較しまして、大きく増減のあった項目のみ御説明を申し上げます。

左から4行目になります維持補修費の欄でございますが、前年度に対しまして2,608万1,000円の減となっております。率にいたしまして、66.9%の減でございます。温泉、保育園、斎苑等の修繕費の減によるものでございます。112ページの一番右の列でございます。

普通建設事業費でございます。7億3,100万7,000円、率で67.1%の増でございます。こちらにつきましてはスマートインターチェンジ建設、また小学校の空調設備工事に伴います事業の増によるものでございます。

続きまして、113ページの左から2列目の公債費の関係でございます。1億251万7,000円で、率で14.5%の減となっております。ハートピア安八の建設に係ります起債の償還が終わったことにより減となったものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして114、115ページをお願いしたいと思います。

経常的需用費対前年度増減状況でございます。

一番下の合計の額でございますが、経常的需要額といたしまして、29年度1億7,983万円で、対前年739万円、率にいたしまして3.9%の減となっております。

1枚はねていただきまして、116、117ページをお願いいたします。

地方債の状況でございます。

区分の1. 一般公共事業債から9の臨時財政対策債まで、それぞれ目的に応じまして借入れを行っているものでございます。

最下段の合計欄につきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

決算年度中の発行高につきましては、10億5,430万円でございます。決算年度中の元利償還高といたしまして、元金につきましては5億7,137万5,000円を償還しております。また、利息につきましては、3,413万6,000円を支出いたしましたところでございます。決算年度末の現在高といたしまして、62億5,443万3,000円でございます。

以上が一般会計の関係でございます。

続きまして、特別会計の関係を説明させていただきます。

120ページのほうをお願いいたします。

特別会計におきましては、金額の大きいものについてのみ御説明をさせて



いただきます。

まず、平成29年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算説明書の概要の関係でございます。

まず、歳入の関係でございます。

保険料の現年度分につきましては、3億5,430万9,000円でございます。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護給付費分を合わせて徴収いたしましたものでございます。滞納繰り越し分についても同様でございます。収入額で1,070万7,000円でございます。

国庫支出金でございます。2億5,773万1,000円。療養給付費交付金につきましては2,941万円、前期高齢者交付金につきましては6億2,269万5,000円でございます。

共同事業交付金につきましては3億4,675万6,000円。繰入金につきましては1億903万1,000円で、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

保険給付費でございます。そのうち、療養諸費といたしまして9億6,457万2,000円、また高額療養費といたしまして1億3,123万8,000円。

続きまして、後期高齢者支援金でございます。1億9,117万3,000円。3つ飛びまして、共同事業拠出金につきましては3億5,266万3,000円でございます。

歳入歳出差し引きといたしまして、4,273万5,000円となっております。

1枚はねていただきまして、122、123ページをお願いいたします。

国民健康保険に係ります加入状況の関係でございます。

右側から二重丸の上から3つ目になります保険料の状況でございます。

122ページのほうが一般被保険者、123ページが退職被保険者の関係を記載してございます。

保険料の現年度分でございます。

一番右側に収納率が記載してございます。下側が29年度でございます。一般被保険者分におきましては94.8%、退職被保険者におきましては96.1%となっております。

また、滞納繰り越し分につきましては、一般被保険者が20.4%、退職被保険者につきましては53.5%でございます。また、一般被保険者の滞納繰り越

し分におきましては、617万8,832円を不納欠損処分いたしております。

2枚はねていただきまして、126ページのほうをお願いいたします。

平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算説明書の概要の関係でございます。

まず、歳入の関係でございます。

保険料でございます。現年度分につきましては特別徴収と普通徴収分、合わせまして1億367万5,000円でございます。また、繰入金につきましては3,966万9,000円となっております。

続きまして、歳出の関係でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、1億4,253万4,000円となっております。

歳入歳出差引額は388万3,000円でございます。

127ページのほうに参りまして、加入状況の関係でございます。

上から3つ目の二重丸の保険料の状況でございます。

一番右の収納率の関係でございますが、29年度の現年度分につきましては99.6%、滞納繰り越し分につきましては68.5%となっております。後期高齢者医療特別会計におきましては、不納欠損は行っておりません。

続きまして、2枚はねていただきまして、130ページのほうをお願いいたします。

平成29年度水道事業会計決算の説明書概要の関係でございます。単位は円でございます。

表の上側の事業収入の関係でございます。

まず、左側の水道事業収益でございます。営業収益の給水収益、収入額で1億7,132万7,870円から営業外収益の未収消費税1,675万4,979円まで、合計いたしまして、水道事業収益2億1,100万3,366円となっております。

続きまして、表の中央でございます。水道事業費用の関係でございます。

営業費用の原水及び浄水費7,605万4,048円から営業外費用の消費税、マイナスの1,174万4,579円まで、合計いたしまして1億7,935万6,501円でございます。

事業収支の残高につきましては、3,164万6,865円の純利益でございます。

続きまして、資本的収支の関係でございます。

資本的収入といたしまして、企業債 1 億9,500万円でございます。

資本的支出といたしまして、建設改良費、また企業債償還金、合わせまして 2 億6,676万5,830円で、資本的収支といたしましては7,176万5,830円の損失となっております。

事業収支と資本的収支を合わせますと、4,011万8,965円の損失となっております。

続きまして、企業債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして 1 億9,500万円、決算年度中の元利償還高でございますが、元金で3,339万2,000円を償還しております。決算年度末の現在高といたしましては、7 億8,775万8,000円となっております。

1 枚はねていただきまして、132、133ページのほうをお願いしたいと思います。

平成29年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算説明書の概要でございます。

まず、歳入の関係でございます。

分担金及び負担金の受益者負担金でございます。800万4,000円でございます。また、不納欠損額といたしまして、28万8,000円を不納欠損処理しております。

続きまして、使用料及び手数料の使用料でございます。2 億5,568万1,000円でございます。また、不納欠損額といたしまして、239万3,000円を不納欠損処分しております。収納率といたしましては、現年度分が92%、過年度分は10.8%となっております。

続きまして、国庫支出金でございます。1,800万を収入いたしております。

続きまして繰入金でございますが、一般会計と基金のほうからそれぞれ繰り入れを行っております。

続きまして、右側の歳出の関係でございます。

公共下水道建設費で8,702万4,000円。

浄化センター管理費で 1 億4,362万7,000円。

公債費につきましては、元金及び利息を合わせまして 6 億862万6,000円でございます。

歳入歳出差引額といたしましては3,043万7,000円で、うち基金へ2,490万

円を繰り入れを行っております。

続きまして、地方債の状況でございます。

決算年度中の発行高といたしまして、1億8,640万円でございます。決算年度中の元利償還高の元金といたしまして4億7,510万8,000円を償還しております。決算年度末現在高につきましては、64億1,458万5,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度の説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長 それでは、監査報告を求めます。

監査委員 山中美恵子君。

9 番 監査報告を行います。

平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算、平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算、平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、8月28日、29日の両日にわたり、清監査委員と私で監査をいたしました結果を報告させていただきます。

決算の審査に当たりましては、町長から提出されました平成29年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに財産に関する調書につきまして、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い適正・効率的に執行されているか、決算の計数は正確であるか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかを主眼として、関係諸帳簿を調査、照合するとともに、例月に実施いたしております出納検査の結果を踏まえ、慎重に審査をいたしました。

審査の結果は、予算の執行は議会の議決の趣旨に沿い、事業につきましては第五次総合計画及びその実施計画に基づき、適正かつ効果的に実施されていることを確認いたしました。なお、財産についても適正に管理されておりました。

現金の管理は、地方自治法施行令第168条の6の規定のとおり確実かつ適正に運用、管理されており、歳入金及び歳出金の取り扱いにおいても町の条例・規則に指定された金融機関において適正に処理されておりました。

以上、全ての事項につきまして、適正かつ正確に処理されていることを認

めました。

本審査を終え、以下のことを要望いたします。

公務員の存在意義とは何かと、もう一度考え直していただきたい。公務員の職務には、勇気が必要である。勇気を持って職務に当たっていただきたい。

また、今後の安八町は、スマートインターチェンジをどう活用するかにかかっております。職員の知恵を結集し、企業誘致にも積極的に取り組んでいただきたい。

また、平成29年度財政健全化判断比率を含め、財政関係指標につきましても審査をいたしました。いずれも現状では健全な範囲でありましたが、弾力性ある財政とは言いがたいものであります。より一層の改善を進めていただくことを要望いたしまして、監査報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第5号までは、会期内の各委員会の審査としていただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第5号までは、会期内の各委員会で審査していただくことに決定いたします。

お諮りします。

各委員会の審査のため、9月8日から9月19日までの12日間を休会にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、9月8日から9月19日までの12日間を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、9月20日は午前10時から本会議を開きますので、議場にお集まりください。また、最初に一般質問を行い、続いて議案の審議を行いますので、御了承ください。

今、時刻が11時54分ぐらいですけれども、次にスマートインターチェンジ建設促進特別委員会を開催させていただきますが、委員長、何時からにさせ

ていただきましょうか。

10番 まだいつもよりちょっと時間が、1時半ですとありますので、その後もあるので15分だけ、執行部のほうもよければ1時15分からの開会で。まだスマートインターではありませんので、一応後がありますので1時15分ということで。

議長 1時15分から、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会を開会させていただきます。よろしくお願ひします。

以上で終わります。御苦勞さんでした。

(散会時間 午前11時54分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月7日

議 長            大 平 文 雄

議 員            岩 田 讓 治

議 員            古 澤 榮 一





平成30年9月20日（第2日）

議 事 日 程 (平成30年9月20日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 委員会報告
- 日程第4 議 第 36号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議 第 37号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議 第 38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第7 議 第 39号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第8 議 第 40号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第9 議 第 41号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第10 議 第 42号 町道路線の廃止について
- 日程第11 議 第 43号 町道路線の認定について
- 日程第12 認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第2号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第3号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第4号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 認定第5号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(追加議事日程)

- 日程第1 議 第 44号 財産の譲渡について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 大 平 文 雄

○出席議員（10名）

1番	西松幸子	2番	碓井昭夫	3番	西松巖
4番	安井忠	5番	小川文雄	6番	大平文雄
7番	岩田讓治	8番	古澤榮一	9番	山中美恵子
10番	渡邊明博				

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀正	副町長	岡田武史
教育長	渡邊均	調整監	水谷秀平
総務課長	山田靖	企画調整課長	大平共美
会計管理者	堀芳弘	税務課長	坂優
住民環境課長	吉村等	福祉課長	坂和由
建設課長	河合一	産業振興課長	岡田立
生涯学習課長	安井孝行	学校教育課長	堀隆志

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	今村厚士	書記	定益直子
書記	土岐寿徳		

(開議時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ただいまより平成30年第3回安八町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、9番 山中美恵子君、10番 渡邊明博君を指名します。

---

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により、発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いいたします。

それではまず最初に、7番 岩田讓治君。

7番 おはようございます。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして防災機能の充実をと題しまして一般質問させていただきます。

平成28年6月議会で大平議長が大規模地震対策について一般質問されました。その中で、避難所になる学校等の受け入れ収容人数は1万4,502人で、十分確保されている。また、家屋の全壊、半壊などで仮設住宅が必要となる場合、698戸を建てる場所の配置図もあると当時の総務課長が答弁されました。これにつきまして、今回の私の質問は避難所の防災機能、つまり中身についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

全国の公立学校の約9割が避難所に指定されております。熊本地震では300校を超える公立学校が避難所になり、約6万人が長期間にわたり利用をいたしました。ここの防災機能が低ければ災害応急対策がおくれ、被害の拡大が懸念されます。そこで質問です。

1番、学校の校舎の耐震化は100%できていますが、体育館はいかがでし

ようか。

各避難所における備蓄品の確保と、そのスペースはありますか。

3番目、当町は既に飲料水の防災タワーはありますが、一時しのぎはできるとは思いますが、どの程度の期間、何人分の水が確保されているのでしょうか。

4番、各避難所に自家発電機は設置してありますか。

5番、避難所のトイレは重要です。仮設トイレは十分確保されていますか。

6番、公衆無線LANは整備され、避難時には町民に開放されるシステムになっていますか。

また、避難生活が長期間になると、プライバシー保護、空調、シャワーなどといったニーズが高まります。避難所とはいえ生活の場ともなれば、快適に過ごしたいという欲求は当然でございます。熊本地震では小さな子供を抱える家族を中心に車内で生活するケースが目立ったように、避難生活が長くなればなるほどストレスが増し、これを回避する手段が問題になると思われまふ。この点からも熊本地震でのテント小屋の提供は大きな意味があったと思ひます。

一方、ソフト面では関係者の連携等に関するこゝで、教育委員会、学校教職員、防災担当課、地域住民との連携体制づくりと役割分担の明確化が重要でふ。考えれば切りがないほど課題は出てきます。防災月間のこの9月は、それらを考えるときでふ。終わりのない対策を一つずつ積み重ね、訓練することが防災の向上につながるものと考えております。

担当長の御所見をお聞かせください。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 岩田讓治議員の御質問、防災機能の充実をについてお答えいたします。

まず、1点目の体育館の耐震化はできていますかの御質問ですが、避難所に指定されております小・中学校及び各施設につきましては、既に新耐震基準に適合済み、もしくは耐震補強済みでございます。具体的には、体育館の照明器具の固定化や窓ガラスの飛散防止フィルム張り、壁かけ時計やスピーカーなどの固定化を既に行っておるところでございます。

次に、2点目の各避難場所における備蓄品の確保とそのスペースはありますかの御質問ですが、避難所における備蓄品は3小学校にあります防災庫に

機材が保管されております。食料については、水道事務所に一括集約で保管しております。近年は備蓄品の一括集約型ではなく分散型がよいという声もごございますが、これを実現するには各避難所であります各学校に備蓄倉庫を確保する必要があります。毛布やチェーンソーなどはコンテナ等の防災庫で対応可能だと考えますが、食料となりますと温度管理も重要となってきます。今後は、校舎の空き教室などを利用するなどの検討を引き続き行ってきたいと考えております。

次に、3点目の飲料水供給のため防災タワーがあり、どの程度の期間、何人分の水が確保されているのかの御質問ですが、セーフティタワー（緊急用飲料水防火水槽）は町内に6カ所、役場の駐車場に1カ所、小学校ごとに3カ所、中学校ごとに2カ所、登龍中学校においては総合体育館前にございます。それぞれに40トンの飲料水が貯水されております。1人当たり1日3リットルとしますと、安八町の人口を1万5,000人としまして、5日間分の飲料水が確保できております。

次に、4点目の各避難所に自家発電機は設置してありますかの御質問ですが、自家発電機の設置状況につきましては、各小・中学校には避難所で賄えるだけの自家発電機は設置されておられません。今回の台風21号や北海道胆振東部地震のように広域停電が発生することを考えますと、早期の整備が必要と痛感しております。国や県の補助金等を活用しながら整備を進めていきたいと考えております。

次に、5点目の避難所における仮設トイレは十分確保されていますかの御質問ですが、仮設トイレにつきましては簡易トイレが194個あり、避難所に20から25の簡易トイレが設置可能でございます。内閣府の避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインによりますと、災害発生当初は約50人に1基のトイレが必要とされております。また、避難者に係る対策の参考資料によりますと、被災時に避難所へ避難する人と避難所以外へ避難、もしくは疎開する人の割合は、前者が65%、後者が35%と言われております。この数値に基づき避難者を65%としますと、ほぼ確保できているということになります。しかし、同ガイドラインには、避難が長期化する場合は約20人に1基設置すべきとされておりますので、仮設トイレやマンホールトイレの整備については引き続き進めていきたいと考えております。

最後の6点目の公衆無線LANは整備され、避難時には町民に開放されるシステムになっていますかの御質問ですが、公衆無線LANについては、小・中学校においては学校の授業用としての無線LANは整備されておりますが、情報漏えいの対策等のセキュリティー上の問題があり、災害時に開放できるシステムとはなっておりません。既に学校に整備済みの無線LANについては、更新の時期が来ておりますので、教育委員会と連携をとりながら、今後災害対応型の無線LANの環境整備を進めてまいりたいと思います。

以上のように避難所における環境整備はまだまだ十分であるとは言えませんが、現状をしっかりと受けとめ、今できることを確実に実施しながら、また町の総合防災訓練等での避難所設営訓練等も定期的に行ってまいりたいと思います。

今後は議員の御提言にもありますように、関係者との連携におきまして防災担当課、教育委員会、学校、教職員、区長さん、民生児童委員さんを含めた地域住民との連携体制づくりと役割分担の明確化を図っていきながら、引き続き災害対応に当たってまいりたいと考えております。

以上、岩田讓治議員への回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 岩田讓治君。

7番 どうもありがとうございました。

具体的な考え方といいますか、体育館の耐震化がどうなっているか具体的に、また水のタワーが具体的にどこにという形であるかということもきちっと報告いただきましてありがとうございました。

ただ、御案内のように雨が降ればどこかで災害が起こるということで、災害は既に昔のような一つの基準ではいかない。今のこの状態が常態化してしまっておるんじゃないかなというふうに思っております。大変厳しい状態であるということでございます。

先般、総務産建常任委員会で豊川市を視察させていただきました。内容はマンホールトイレの視察でございました。国の補助金を受けて着々と現在進めておられるということで、いざとなれば大変衛生的なトイレでございまして、事前の投資といいますか、そういうことがしっかりとなされて災害に対応されておるということでございます。当町におきましても、災害が起これ

ば当然住むところ、食べるもの、これは極めて大事ですけれども、やはりトイレも極めて大事な施設でございます。御理解いただいておりますというふうに思っておりますけれども、ぜひともそちらのほうにも財源を回していただきまして、いざという場合に対応できるような、そんなような体制を御一考いただきたいなということでございます。国の対策も、マンホールトイレに関しては積極的に補助金を出すということのようでございます。ぜひともひとつ御検討を賜りまして、前向きな形で進めていただきたいというふうに思っております。質問ではございません。よろしくお願いいたします。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

議長 続きまして、1番 西松幸子君。

1 番 おはようございます。

通告に従いまして、私のほうから2点質問をさせていただきます。

まず初めに、猛暑・健康を守る避難所について。

9月1日は防災の日でした。6月の大阪府北部地震、7月の西日本豪雨、9月4日の台風21号などがもたらした大きな被害は、災害多発国日本の現実を改めて示しました。どの地域でもあらゆる事態を想定し、備えを強めることが必要です。

この夏、県内は7月1日から8月29日までの間で猛暑の日数は33日もあり、熱中症と見られる症状で搬送された人は例年の2倍以上に上りました。暑さにある程度なれていても、ことしは特別厳しいという声が多く聞かれました。そこで、いつ災害が起こるかわかりません。連日の猛暑の中での避難所の生活環境の整備について伺います。

暑さ対策（エアコンなど）、簡易シャワー、仮設風呂、仮設洗濯場、仮設炊事場など、生活環境を整えられる準備はできているのでしょうか。また、大事なことは、高齢者や障害者、乳幼児、妊婦など要配慮者への気配りです。過去の災害では、被災後の健康悪化で災害関連死と認定された人の多くは高齢者です。避難所をふだんの生活に近づけるには、平時から被災したらどうすべきかを考えることが大切です。

以上のことについて、担当課長に伺います。

2点目に、ブロック塀の撤去、補助制度について伺います。

大阪府北部地震で女兒がブロック塀の下敷きになって死亡した事故を受け、



県内の全42市町村がブロック塀の安全点検に乗り出しました。その結果、17の市町の幼稚園、小・中学校、県内の公立学校59校84カ所のブロック塀で危険が明らかになりました。当町でも小・中学校の点検の結果、中学校の自転車置き場1カ所が危険であることがわかりました。また、小・中学校の通学路のブロック塀の点検では何カ所か危険なところがありましたが、対応はこれからということでした。小・中学校だけでなく、個人の民家についても安全かどうか調べる必要があるのではないのでしょうか。

ある町民の方から、ブロック塀を撤去しフェンスを設置したが、補助制度はないのかと相談がありました。国交省は民間のブロック塀などの撤去に係る交付金について、県宛てに通知を出しています。また、岐阜市、多治見市、各務原市、下呂市、笠松町には補助制度があります。ぜひ当町でも創設していただき、早急な対応ができるようよろしくお願いいたします。

以上のことについて、担当課長に伺います。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 西松幸子議員の御質問、猛暑・健康を守る避難所についてお答えいたします。

現在の避難所における生活環境の整備状況についてお答えいたします。

安八町においては避難所が7カ所（3小学校、2中学校、勤労青少年ホーム、総合体育館）、福祉避難所が3カ所（安八温泉、中央公民館、ハートピア安八）の計10カ所が避難所となっております。暑さ対策としてのエアコンにつきましては、平成29年度までに整備しました小・中学校のエアコン整備により、校舎内における暑さ対策は完了しております。しかしながら、多くの方が避難生活を送ることになります体育館には整備ができておりません。7月豪雨の際にも総合体育館を避難所として開設する準備を行いました。大型扇風機やスポットクーラーを用意するだけの整備はできておりませんでした。

これを解決するには全ての体育館にエアコンを整備するのが一番だと考えますが、それには多額の費用がかかるものでございます。大型扇風機やスポットクーラー等を各避難所に必要な量を常に備蓄しておくには、備蓄場所の問題もございます。避難所である校舎や体育館にそれを保管するだけのスペースもないのが現状でございます。

この問題はどの自治体におきましても課題となっており、もっと広域で協力することにより解決できるよう進めております。安八町では岐阜県全域や西南濃町村会での協定など、関係機関等との間で災害時相互応援協定を結んでおります。また、県外では福井市とも協定を結んでおります。それらの協定により、災害発生時には近隣市町より物資の支援等が受けられることになっております。また、各種企業とも協定を結び、災害発生時には支援をお願いする体制をとっております。長期にわたる避難生活においては、簡易シャワー、仮設風呂等が必要な場合についても基本的には同様の考え方に基づいて行いますが、さらには自衛隊等からの応援協力により対処せざるを得ないと考えております。

また、災害時の要配慮者に対する気配りでございますが、昨年度改訂いたしました安八町地域防災計画では、それまで2カ所（安八温泉、保健センター）でありました福祉避難所を3カ所にふやし、安八温泉、中央公民館、ハートピア安八となりまして、新たに救護所や救護病院を指定し、初動態勢をスムーズにするための明確化を図ったところでございます。

また、場所をふやすだけでなく、救護体制についても整備を進めております。岐阜県の災害派遣福祉チーム、岐阜DCATもその一つでございます。町内にあります病院や施設とも連携を行っております。また、福祉ふれあいカードを作成し、75歳以上のひとり暮らしの方や介護が必要な方などを把握し、区長さん、民生委員さんとも連携し、また警察、消防団とも連携しながら、災害発生時の救助が迅速に行えるような体制づくりも進めております。

以上、西松幸子議員への回答とさせていただきます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 西松幸子議員の2点目の御質問、ブロック塀の撤去、補助制度についてお答えをいたします。

まず、個人の民家についても安全かどうか調べる必要があるのではないかについて答弁させていただきます。

6月に発生した大阪府北部地震を受け、市町村に対し国は全ての学校施設を対象に、県は通学路など重点箇所を対象にブロック塀等の安全点検を実施するよう通知がありました。

当町におきましても教育委員会が中心となり、6月末までに小・中学校並

びに通学路におけるブロック塀等の安全点検を実施したところであり、通学路におけるブロック塀等の危険箇所については来月10月より建設課職員や防災士資格を有する職員の協力を得て、所有者等に対し改善指導や適正な維持管理をお願いしていく予定でございます。

なお、町内全域の個人の民家のブロック塀等の安全点検については、今後検討をしております。

また、ブロック塀等の適正な維持管理を初め家具等転倒防止器具購入補助、木造住宅耐震診断・耐震補強補助など既存の補助制度の活用も含め、防災担当部局と連携を図り、広報紙や防災訓練などを通じ、住民への周知、啓発活動を推進しております。

次に、ブロック塀等を撤去し、フェンス等を設置した場合の補助制度の創設についてでございます。

現在のところ、当県においてこの補助制度に係る国や県からの財政支援はなく、町単独事業で実施することとなります。今後、国や県に支援の要望を行うとともに、近隣市町の状況や、さきの通学路におけるブロック塀等の点検結果を踏まえ、補助制度の創設について前向きに検討しております。

以上、西松幸子議員への回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 西松幸子君。

1番 大変ありがとうございました。

7月の豪雨の際には、幸いにも当町では避難所を開設することなく済みましたが、もしそうでなかったら、開設していたらと考えると、あの猛暑で大勢の町民は熱中症で倒れるでしょう。気分も悪くなるでしょう。そうならないよう、災害発生時には各種企業に支援を要請し、健康を守る避難所に整備していただきたいと思います。

2点目のブロック塀撤去補助制度に関しましては、この9月議会、ほかの市町も一般質問に取り上げていまして、海津市を初め多くの市町が年内に制度を創設するということですので、当町でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

町内全域のブロック塀の安全点検についてですが、町内には空き家が170軒ありますので、危険なブロック塀がないかとても心配でなりません。その

対応をお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。答弁は要りませんので、どうもありがとうございました。

議長 それでは引き続きまして、9番 山中美恵子君。

9番 ただいまは議長さんから発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして非常食に補助をとサッカー場に夜間照明をの2つについて質問をさせていただきます。

初めに、非常食に補助を行います。

日本のあちこちで地震が発生し、岐阜県は今のところ中央では地震は発生しておりません。しかし、南海トラフでスロースリップという現象が起きつつあり、ここ30年の間に70でしたが、今度は80%も加わりまして、東南海・南海地震が発生すると言われていています。

今月6日未明に北海道で震度7という大地震が発生し、土石流により多くの住宅が押し潰され、死者・行方不明を含め41名に上っております。しかし、9月8日の中日新聞に「ボランティア待って」という記事が出ておりました。災害時にはボランティアの申し出が多数寄せられている中、人命救助活動が続いており、交通などのインフラも十分に復旧していなく、受け入れ体制が整う前に個人が被災地に赴くことはさまざまな活動に支障を来しかねないということでございます。

この記事を見ましたとき、我々安八町ではどのように対処するのか、その手順を各区長、議員、役場職員等が連携協議し、詳細なマニュアルを作成し、いざというときにどうするのかを考えて取り組んでいただきたいと思います。

9月2日の防災訓練はできませんでしたが、そのようなことを含め全町民が災害にもっと関心を高めていただくため、防災グッズ、特に非常食の備蓄を町民に呼びかけ、今現在どれだけの人が準備しているかをアンケートをとってはいかがでしょうか。非常食等に補助制度を設けることにより、さらに防災意識が向上してくると思っております。せめて飲料水だけでも全戸に500ミリリッターペットボトルを配付してはと思いますが、総務課長さんの答弁を求めます。

2つ目の質問ですが、サッカー場に夜間照明を。

ことは毎日酷暑の日が続き、記録を更新するという夏でした。この暑さのために子供たちのプールも休みの日が多く、大変でございました。サッカ

一場も暑くて熱中症になるおそれがあり、日中は練習ができません。そこで夜間に行おうとしますが、練習には暗くてできない現状でございます。夏は熱中症になる可能性で練習ができず、冬は日が短く練習することができませんが、夜間照明を整備することにより、以下のような利点が上げられると考えられます。

1つ目に、子供たちが日ごろ使いなれたグラウンドでナイター練習ができること。

2つ目、中学校の道具を借りなくても少年団の道具が使えること。

3つ目に、送迎、特に迎えのときに中学校の夜間練習の送迎の車と重ならないので駐車に困らないし、子供が安全に車の乗りおりができることなどです。

そこで提案します。総合体育館の西サッカー場に夜間照明を整備していただきたいとは思いますが、答弁を求めます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 山中美恵子議員の御質問、非常食に補助をについてお答えいたします。

内閣府の防災情報によりますと、広域的な災害と想定される南海トラフ大地震では、支援が本格化するには1週間以上とも言われておりますが、通常災害においては発災から3日程度からとされております。

安八町における防災備蓄食料品といたしましては、主にパン類、麺類、御飯類がございます。備蓄量といたしましては、パンは約3,000食、麺類は約2,000食、御飯類が6,100食の備蓄がされておりますが、南海トラフ大地震を想定するものであれば、十分な備えであるとは言えません。町としては、可能な限りの備蓄を引き続き進めてまいりたいと考えております。それには現在の一括集約型の保管から分散型の保管場所や備蓄方法について再考する必要がありますので、関係機関と協議を進め、町全体の防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

ボランティア活動の受け入れ体制についてでございますが、ボランティアは災害発生時には被災者の生活支援、在宅援助、外国人への通訳など、多くの場面で必要になり、大変重要だと考えております。ただし、発災後、被災状況や避難所での運営状況、被災者のニーズなどを把握した上でボランティ

アの受け付けを行い、必要な援助を要請することとなります。議員御指摘のとおり、受け入れ体制の準備体制が不十分なまま受け入れを行いますと、さらなる混乱が発生することにもなります。やはり町防災計画にもありますように、日本赤十字や社会福祉協議会との連携を保ちながら、必要なタイミングで必要なボランティアが活動していただけるように事前準備を進めていかなければならないと思います。

また、内閣府発表の避難所に係る対策参考資料によれば、被災時に避難所へ避難する人と、避難所以外へ避難、もしくは疎開する人の割合は、前者が65%、後者が35%とされております。安八町の人口を1万5,000人と想定し、うち65%の方が避難所へ避難した場合、飲料水についてはセーフティタワー及びペットボトルの保存水で1週間以上の供給が可能でございますが、食料品については1食分の配給が可能な量しか備蓄できておりません。公助である町としては、既にある備蓄品の賞味期限に伴う更新を行うとともに、少しずつではありますが備蓄量をふやしておりますが、想定備蓄量には追いついていないのが実情でございます。また、地区及び事業所等への地区防災設備補助事業にて補助金を出すなどし、地域及び事業所等への共助である備蓄も進めておりますが、今後は地区防災設備の拡充などを前向きに検討してまいりたいと考えております。

自助であります個人での防災備蓄につきましては、詳細は把握できておりませんが、防災意識の向上を図るためにも議員御提言の防災に関するアンケートを実施したり、また各御家庭で防災備蓄品（非常食など）の準備、備えを促すような啓発用チラシを配布するなど行ってまいりたいと考えております。自助、共助、公助の連携を強固にし、町全体で災害を乗り越えるための施策を引き続き進めていきたいと考えております。

以上、山中美恵子議員への回答とさせていただきます。

議長 生涯学習課長 安井孝行君。

生涯学習課長 山中美恵子議員の2点目の、サッカー場に夜間照明を整備してはの御質問につきましてお答えをさせていただきます。

本町のサッカー場は安八町総合運動公園の一施設として、多くの皆様に多目的に御利用いただいております。昨年度の利用状況件数は311件となっており、平日の月曜日から金曜日の午前中はグラウンドゴルフの4団体が、土

曜日と日曜日の午前中はサッカー少年団、3小学校の児童29名になりますが、この方々に御利用していただいております、1年間の大半を占めております。

議員が御提案のサッカー場夜間照明の整備につきましては、サッカー場の西側には田や民家が隣接しており、夜間照明の光に対する隣接住民や田畑地権者との協議、承諾などの課題がございます。さらに設置には照明器具や、それを支える強靱な支柱など多額の費用が見込まれます。これに対する国・県からの財政援助はなく、町単独事業で実施することになります。

夜間照明を準備する利点としまして3つ上げてみえますが、①の使いなれたグラウンドでの練習、また②の中学校の道具を借りる、ミニゴールなどをお借りしていると思いますが、これらについてはここ数年来、サッカー少年団が行っている毎週水曜日と木曜日の夜間練習時には夜間照明完備の登龍中学校グラウンドを御利用いただいておりますので、サッカー少年団の方々には現状のままで御理解いただきたいと思っております。

③の送迎の件につきましては、夜間のサッカー少年団と中学校体育館の利用者、バレーボール、バスケット等で御利用いただいておりますが、その方々との車の出入りの時間が重なり混雑することだと思っておりますが、既に中学校体育館利用者の方々には、総合体育館の西側の大駐車場の利用や通行の際の注意を喚起させていただいたところでございます。

町としましては、議員がお示しになった熱中症対策や、より町民の方に広く多目的に御利用いただけるよう前向きに検討させていただきます。

以上、山中美恵子議員への回答とさせていただきます。

[9番議員挙手]

議長 山中美恵子君。

9番 ありがとうございます。

私の前の2人の議員さんも同じことを、内容は違っても災害に関する質問でございました。そのぐらい緊迫しているのと、他所ではいっぱい災害が起きておるという現状を踏まえて、皆さん関心がおありだとは思いますが、しかしお水が安八町にありますよとなって、そこまでに行くまでにお水というのはすぐ飲みたいということもありますので、いっぱい非常食のグッズはあるんですが、お水が一番大切ではないかなと。そこまで行かなくても飲めますよということで私は提案をしまして、そして安八町の町民、いかに災

害に対する危険度というのに関心を持っているのかなということだと思います。幾ら文書で啓発しましたよ、啓発しましたよと言うておっても、なかなか浸透していかない。ずっと右から左に流れるのが現状かなと私は思います。それで、そういうことを個々にすることによって、少しでも災害に対する関心を持ってもらいたいという希望から私は提案をいたしました。ぜひとも前向きに検討してください。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長 答弁はよろしいですか。

9 番 いいです。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、2番 碓井昭夫君。

2 番 おはようございます。

ただいま議長さんのほうから発言の許可をいただきましたので、私からは次の2点について質問をさせていただきます。

その前に、今回の北海道の胆振東部地震では41名という大きな災害が発生をしております。亡くなられた方の御冥福を心からお祈りしたいと思います。それと、被災を受けられました皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、本題に入らせてもらいます。2点ほどございますけれども、1点目は保育園に空調設備の設置をお願いしたいというお願いでございます。

最近の異常気象は、我々の想像をはるかに超える勢いで変化をしております。特に岐阜県下におきましては、この夏は連日記録を塗りかえるほどの猛暑続きでございました。集中豪雨が発生したかと思えば、その後は40度を超える異常気象の日々で、気象庁は毎日のように熱中症対策に万全を期すよう放映されておりました。まさに死に至るほどの厳しい暑さでございました。

そんな中、小・中学校では昨年までに皆様の御努力によって空調設備を設置していただき、従来と比べると大変環境のよい中で生徒さんは勉学に励んでおられました。それにひきかえ保育園でございますけれども、いまだエアコンの設置もない状況で、日々の園児の活動がなされております。まして、真夏の期間も開園され、夏休みもございません。室内温度は想像を絶するほどの暑さの中で、園児たちは遊戯等の日常活動が行われております。弱者の園児たちには我々大人以上に大きな負担が考えられます。

先日も園長さんとお話をする機会がございました。ことしの夏は特に暑く、



クーラーのついている遊戯室を開放して、そちらのほうで日々の活動をされていることも数多くあったようでございます。幸いにもこの安八町では大きな事故もなく、夏を乗り切ることは大変よかったと思いますが、厳しい環境の中での園児活動であったと思います。

御存じのように、園児たちは我が町の宝でございます。この子たちが一日も早く楽しく遊び、楽しく遊戯ができる環境づくりに最大の努力をしていただきたく、空調の設置を早急をお願いしたいと思いますが、執行部として考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

2点目でございますけれども、にぎわい広場の利用状況についてお伺いいたします。

昨年暮れににぎわい広場が完成し、その利用が期待されました。小生も町の活性化のため、町民の憩いの場となるような大きな期待を込めて補正予算に賛成をさせていただきました。しかしながら、あれから1年余り、にぎわい広場の周辺を通るたびに興味を示しながら利用状況を確認してきましたが、残念なことに一度もにぎわった場所を見たことがございません。何のために補正予算まで組んで整備、完成させたのか疑ってしまいます。

また、ことしの5月ごろだったと思いますが、立て看板が立てられ、公共駐車場の看板にかわっております。にぎわい広場という字はサブ看板で小さく書いてございます。これはどういうことなのでしょう。駐車場をつくるのが目的だったのでしょうか。私には到底理解ができません。どういう状況で名称変更されたのか、お答えいただきたいと思います。

せっかくつくった広場でございます。あいているときの多目的な利用をされることについては私はやぶさかではございませんが、当初の目的であるにぎわい広場がどこかに消え、駐車場設置のための予算編成であったようにも思われます。今後どのように利用されようとしているのか、活動計画があればお聞かせ願いたい。担当課長の答弁をお願いしたいと思います。

以上、2点について私のほうから質問をさせていただきます。ありがとうございました。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 碓井昭夫議員の1点目の保育園に空調設備の設置をについての御質問にお答えいたします。

現在ある6つ保育園はいずれも遊戯室及び乳児・未満児室並びに職員室にしかエアコンが整備されておらず、年少から年長までの各保育室については設置されておられません。ことしは近年にない猛暑の年でありました。特に暑かった7月、8月においては、環境省の発表している暑さ指数を参考としながら、その日その日の園児の活動に対応してまいりました。具体的には暑さ指数が31度以上の場合は、直射日光が当たるプールは取りやめ、エアコンのある遊戯室で保育するなどの対応をいたしました。また、給食も遊戯室で食べるようにいたしました。

しかし、そのような対応をしていたにもかかわらず、熱中症と疑われる園児が出てしまいました。このことを受け、直ちに保育室ごとにスポットクーラーを設置して対応してきたところでございます。

当町では第五次総合計画に子育て支援の充実を目標として掲げ、子育て環境の整備を重点施策としており、小・中学校においてエアコンが整備されたところでございます。保育園においては、来年4月から認定こども園に移行いたします。午前中は幼児教育を行うため、保育園においても小・中学校と同様に暑さ対策の環境整備が必要と考えます。

議員御提言の空調設備の設置につきましては、必要な支援を国などに要望しながら、また統合も視野に入れながら効率的な設置に向け、調査・検討を進めてまいりたいと考えております。どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、碓井昭夫議員の1点目の質問に対する回答とさせていただきます。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 碓井昭夫議員御質問の2点目、にぎわい広場の利用状況についてにつきましてお答えさせていただきます。

悲願でありました安八スマートインターチェンジの開通に合わせて、スマートインターチェンジを活用した町内周遊の観光ルートを考えている中で、南の百梅園、安八温泉から、北の鎌倉街道周辺へつなげていく観光ネットワークをつくり、にぎわいの創造、町の活性化につなげていきたいと考えておりました。

そのような中、歴史の道を中心とした周辺エリアにおいて、近年、縁結びのスポットとして来訪者が増加しており、時には観光バスでの問い合わせが

ある中、駐車スペースがないために路上駐車による近隣住民への交通安全上の問題や、せっかくの観光客をお断りするしかない状態でありましたので、駐車場の機能だけでなく、地域資源を活用したイベント時にも多目的に活用できるよう、にぎわい広場として整備させていただきました。

議員御指摘のとおり、現在は駐車場としての活用にとどまっているのが現状ですが、にぎわい広場としての名称は変更いたしておりません。この周辺エリアの歴史の道・鎌倉街道等へ来ていただいた観光客の皆様のため、あいているときは使用させていただいております。

地域活性化のため、どんな活用が有効なのか、今後は28年度に行いました安八スマートインターチェンジを活用したまちづくりを活用し、近隣の瑞穂市や墨俣町など、広域的な連携も視野に入れてと思っております。例えば、健康づくりと観光を合わせた一夜城までの桜並木を見ながらのウォークイベントなど、また今年度は瑞穂市の穂積駅周辺で開催された駅前活性化事業として行われておりますほづみ夜市へ出店し、活気あるマルシェを体験してまいりました。

いずれにいたしましても、地域の方々の御理解と御協力が不可欠であります。今後とも検討を重ね、にぎわいのあるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、碓井昭夫議員の2点目に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

2番 ありがとうございます。

空調設備の設置でございますけれども、特にことしの暑さは異常であって、行政のほうも対応に苦慮されたことと思っております。しかし、来年以降もこのような状況が続くことも予想されます。園児の健康管理を最優先に考えていただいて、万全の体制をとっていただければありがたいと思います。空調は大変お金のかかる話でございます。これは今あるかどうかわかりませんが、例えば服なんかだったら冬に暖くなる下着がございます。あれの逆の冷えるような下着があったらいいなというふうに思っておりますけれども、いろいろその辺のところも調べていただいて、園児たちの負担が少しでも少なくなるようなことに力を注いでいただければ幸いです。

それから、例のにぎわい広場の活用でございますけれども、先ほど御答弁ありましたように、にぎわい広場としての活用は今までほとんど見たことがないという中でございます。ネーミングに恥じないような利用、活用を今後期待したいと思います。各地域の代表者、区長さん等ともいろいろ話し合っていて、町が活性化し、さらに発展できるようなにぎわいができればありがたいなというふうに思っておりますから、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

せっかくなつくた広場でございます。あいているときもあると思っておりますけれども、そういうときの多目的な活用の場所としては使ってもらって結構でございます。ただし、あくまでもにぎわい広場だよということは頭の隅に置きながら、今後の利用活動を進めていただければありがたい。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

議長 引き続きまして、5番 小川文雄君。

5番 発言のお許しをいただきましたので、私からは台風21号に関する質問をさせていただきます。

まず冒頭に、このたび台風21号によりまして被害を受けられました町民の方々にまずもって心からお見舞いを申し上げる次第でございます。幸いにして人的被害がなかったということを知っておりまして、何よりでございました。

今までの各議員さんの御質問の中にもありましたが、とにかくことしの夏は猛暑、酷暑、集中豪雨、さらには台風、極めつけの地震といったように、全国各地で大惨事が起きております。この被害に遭われた、また亡くなられた方にはお悔やみやらお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、この9月4日の台風でございますが、四国に上陸をしまして、日本列島に上陸する台風としては25年ぶりだと、そのくらいの強い台風であったということでございまして、上陸時の中心気圧が950ヘクトパスカル、最大風速45メートル、大阪を中心に大変な被害が出ました。

私、個人的には台風が大嫌いでございますが、昭和34年に伊勢湾台風があったんですが、ちょうど小学校4年生のころでございますけれども、大変な怖さ、そして長引く復旧のつらさ、そういったものを体験しておりますので大嫌いでございますが、たまたま今回の台風はそのコースに似ておったとい

うことと、勢力もそれに近い台風ということで、伊勢湾台風並みの被害が出るのではないかなということで大変心配をしました。我が家も万全な対策をとっておりました。幸いにも軽く済んだようでございまして、何よりでございました。

前置きが長くなりました。まず最初でございますが、この台風によって屋根瓦や壁がいろいろ飛ばされたという被害がありました。もちろん公共施設等においても相当な被害が出ているようで、先日開催しました民生文教常任委員会におきまして、急遽ふたば保育園や牧小学校の体育館の被害状況を視察させていただきました。この被害が原因で二次災害が出なかったことは不幸中の幸いかと思います。しかし、これ以外にも建物の損傷や樹木の倒木、カーブミラーやバス停の看板や各種の標識などの損傷、そういったふぐあいがあったと思います。そこで、町全体としての被害の状況はどうであったのでしょうかということでございます。

次に、その被害箇所の復旧対策についてでございますが、被害箇所の修繕は今後それが原因とする二次災害を引き起こさないためにも早急な対策が求められます。復旧対策はどんな状況にあるのでしょうかということでございます。

また、その復旧につきましては当然財源が必要となります。必要経費の見積額が今現在どのぐらいになっているのかわかりませんが、復旧のための財源確保の見通しはいかがなものでしょうかということでございます。一部損害保険で対応できると伺っておりますが、大規模修繕となりますと国や県の補助に頼らざるを得ません。とりあえずは財政調整基金を取り崩して、一般財源を投入するということになるかと思いますが、いずれにいたしましても最終的には外部資金の獲得、そういったものに最大限の努力をしていただきたいということでございます。その活動の見通しはいかがなものでしょうかということでございます。

最後に、停電が起きました。くしくも私が住んでおる中須地区の、安八温泉周辺でございますが、瞬断もなく、全然影響がありませんでしたが、地域というか配電エリアによってはかなり長時間停電があったということをお聞きしました。その中で、電力会社に電話してもなかなか電話が繋がらない、役場にかけてもよくわからない、いつ復旧するのかとても不安で大変だった

というお話を町民のある方からお聞きしました。この停電によりまして、人が利用する、あるいは人が出入りする公共施設、例えば役場や各学校でございいますが、そのほか中央公民館やら総合体育館、いろいろ施設が数多くありますが、今回の停電による事故やふぐあい、そんな被害はありませんでしたかということでございます。停電による利用者の混乱はありませんでしたかということでございます。公共施設における停電による二次災害と、その対応についてはどんな状況であったのでしょうかということです。

以上4点につきまして、担当の総務課長さんにお伺いをいたします。

議 長 総務課長 山田靖君。

総務課長 小川文雄議員の御質問、台風21号による被害状況とその対応についてお答えいたします。

まず、1点目の町内の公共施設等の被害の実態の御質問ですが、今回の台風21号の被害状況といたしましては、町内全域のカーブミラーや道路標識の破損（面の向きのふぐあい、支柱の倒れなど）が一番多くございました。次に、樹木関係で申しますと、役場庁舎東玄関の倒木を初め、北部公園、アンヒルパーク、各保育園の敷地内での倒木や枝折れが数多くございました。また、浄化センターや安八温泉などの建物につきましては、瓦の剥がれ、浮いてしまう事象もございました。学校関係におきましては、登龍中グラウンドの北側の防球ネットの破損がひどく、剥がれてしまい、また名森小学校体育館の外壁コンクリートの剥がれなどもございました。

次に、2点目のその復旧対策、並びに3点目のそのための財源確保の御質問に対しましては、双方関連がありますのでまとめて回答させていただきます。

公共施設等の被害状況の調査も終えまして、現在、災害復旧に向けての事業量の把握、事業費の算定を行っているところでございます。しかし、車両通行等に支障が出るカーブミラーの復旧や屋根の破損による雨漏りが深刻な牧小学校体育館につきましては、すぐ修繕対応をしているところでございます。

災害復旧に向けての財源につきましては、原則一般財源での対応となりますが、建物の復旧については建物災害共済（保険対応）での補填もございません。

また、今回発生しました台風21号の被害につきましては、特別交付税の災害復旧事業として特別交付税へ算入されるとの県からの情報もあり、財源として有効に活用していきたいと考えております。最終的には事業費がまとまった段階で災害復旧費として補正予算を編成し、その対応を図っていきたいと考えております。

最後に、4点目の停電による二次災害とその対応についての御質問ですが、今回の停電によります二次被害といたしましては、停電が復旧した翌日5日の段階でも登龍中の空調設備や総合体育館内の外線電話が使用不能という事態もございました。現在は復旧し、通常どおり使用しております。しかしながら、復旧に時間を要したこともあり、広報無線や緊急速報メールでもってその対応状況などを周知させていただきましたが、町民の皆様には大変御迷惑をかけた次第でございます。

今後は公共施設等で停電が発生した場合、利用者を安全に避難させるための誘導方法等を検討してまいりたいと思います。また、停電時には町（行政）と電力会社との連絡調整、それから連携をさらに密にしながら対応していき、その対応状況などを町民の皆さんへ、先ほども述べましたが、広報無線や緊急速報メールでもって情報発信していきたいと考えております。また、新たな情報発信といたしまして、スマートフォンへの防災アプリに対応した防災行政無線のデジタル化に向けた調査・検討を行っているところでもございます。

以上のように、今回の災害復旧に当たりましては、特別交付税、災害復旧事業債等を活用しながら財源を確保し進めていきたいと考えております。

以上、小川文雄議員への回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 小川文雄君。

5番 詳しい御報告をありがとうございました。

幸いにも全国各地で起きておる大災害と比べますと、比較的軽く済んだのかなということで安心をしております。

それと、今、御答弁の中にありませんでしたが、御遠慮なさったのかどうか分かりませんが、できるものから修復をしておりますという中に、既に翌日からいろんな木の始末とかミラーの点検とかバス停の標識の確認とかやっ

ていただいております。公僕とはいえなかなか大変なことですが、精力的にやっていたことに関しましては、厚く御礼を申し上げます。

いずれにしても、こういった災害に備えて図上訓練とか、あるいは災害訓練とか防災訓練とか定期的にやっておりますが、今回のように現に今まさに起きている、リアルタイムで処理をしなければならないという、言葉は悪いですが、切迫した状況の中でいい教訓、いい勉強ができたのではないかなというふうに思います。この災害による教訓をぜひ今後の対策に活かしていただきたいと。当然復旧は可及的速やかにお願いしたいんですが、教訓を活かしていただきたいということをつけ加えさせていただきますまして質問を終わります。特に答弁は要りません。

議長 ありがとうございます。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。ちょっと長いですがけれども、20分間の休憩をとらせていただきます。11時半からということで再開させていただきます。よろしく願いいたします。

(午前11時11分 休憩)

(午前11時30分 再開)

議長 再開いたします。

先ほど私が気がつきましたんですけれども、2日目の日程表、お手元に行っております日程表の日程第11を見てくださいますと、町道路線の認定についてということがあります。これが議第42号となっておりますけれども、ミスプリがありました。先ほど私が気がつきました、議第43号でございます。お手元の資料を訂正していただきたいと思います。

---

議長 それでは、日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので、報告を求めます。

まず初めに、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の報告を求めます。

委員長 渡邊明博君。

10番 それでは、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の委員会報告を



申し上げます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、日時、平成30年9月7日金曜日、午後1時15分からでございます。

出席者は委員全員、関係執行部全員でございます。

付託事件及び審査の結果でございますが、議第38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）並びに認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。

審査の結果は、当委員会にかかわる部分について全員一致で原案のとおり承認をいたしました。

少数意見留保の有無はありません。

その他でございますが、安八スマートインターチェンジも開通いたしまして、はや5カ月になろうとしております。今回の補正でおおよそ工事の部分は終了いたしますが、決算につきまして事故繰越の名神南側の道水路関係の工事が残っております。その関係上、当委員会を残すかどうかについては今年度の当委員会の継続のときに、まだ工事関係が残っているからということで委員会は存続しておりますが、それと同様、今後、委員会の有無については協議をすると。当然11月に臨時議会がありますので、それまでに継続をどうするかということを決めていくと思っておりますが、そのような意見で終了しております。

以上をもって、スマートインターチェンジ建設促進特別委員会の委員会報告とさせていただきます。

議長 議会改革特別委員長 古澤榮一君。

8 番 それでは、議会改革特別委員会の報告をいたします。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

記といたしまして、1. 日時、平成30年9月7日金曜日、午後1時58分から。

2. 出席者、委員全員、議会事務局長。

3. 事件及び審査の結果。

前回の6月議会の会期中に開かれた当委員会での検討課題として上げておりました今後の議会報告会の進め方、あり方について協議をしました。同じ安八郡内で議会報告会を開催している神戸町議会の取り組み事例を参考にしながら話し合いをしました。神戸町議会は平成26年度から報告会を校区ごとに開催しましたが、参加人数の減少等により平成28年度は会場を1カ所に絞って開催をしました。平成29年度は議会との交流として、人に優しいまちづくりをテーマにワークショップ形式で開催をしました。幼稚園の保護者と神戸町の強み、また弱みを町へ提案するなど、意見交換が行われました。今後の安八町議会としての報告会の方向性は、若い人たちを集客するために魅力のある内容にしていかなければならないと確認し、次回の委員会への課題といたしました。

4. 少数意見の留保の有無はございませんでした。

その他もなしでございます。以上です。

議長 総務産建常任委員長 岩田讓治君。

7 番 総務産建常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会においての事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。

日時、平成30年9月11日、午前9時30分からでございます。

出席者、委員全員、関係執行部全員。傍聴者は、当委員会所管の関係課の係長の皆様でございます。

付託事件及び審査の結果。

議第38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）並びに議第42号 町道路線の廃止について、議第43号 町道路線の認定について、認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定について、認定第5号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査をいたしました。

審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございません。

その他、公有財産である土地譲渡に関する説明を受けました。また、現

地視察といたしまして、平成30年度補正予算で上程をし、建設課が担当する結地区通学路拡幅工事の現場を確認し、工事の内容の説明を受けたところでございます。以上でございます。

議長 民生文教常任委員長 小川文雄君。

5 番 民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

日時、平成30年9月12日水曜日、午前11時から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。傍聴者は、当委員会所管の関係課の係長さんでございます。

付託事件及び審査の結果でございますが、議第36号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定並びに議第37号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきましては、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

また、議第38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）並びに議第39号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第40号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第41号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）、認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審査をいたしました。審査の結果、当委員会にかかわる部分について、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見留保はありませんでした。

その他といたしまして、現地視察として台風21号で被害のあった公共施設のうち、ふたば保育園、登龍中学校野球場の防球ネット、牧小学校体育館の破損箇所を確認し、現状を把握いたしました。以上でございます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議 長 日程第4、議第36号 安八町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第36号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第5、議第37号 安八町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第37号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第6、議第38号 平成30年度安八郡安八町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第38号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第7、議第39号 平成30年度安八郡安八町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第39号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第8、議第40号 平成30年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第40号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第9、議第41号 平成30年度安八郡安八町児童発達支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第41号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第10、議第42号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第42号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第11、議第43号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第43号は原案どおり可決しました。

---

議 長 日程第12、認定第1号 平成29年度安八郡安八町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は原案どおり認定することに決定しました。

---

議 長 日程第13、認定第2号 平成29年度安八郡安八町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は原案どおり認定することに決定しました。

---

議 長 日程第14、認定第3号 平成29年度安八郡安八町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案どおり認定することに決定しました。

---

議 長 日程第15、認定第4号 平成29年度安八郡安八町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は原案どおり認定することに決定いたしました。

---

議長 日程第16、認定第5号 平成29年度安八郡安八町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案どおり認定することに決定しました。

町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、皆さんにお願い申し上げたいと思います。

安八町の財産であります土地につきまして、平成28年8月19日付で他の関係者に比べ安い対価で譲渡しております。大変恐縮でございますが、日程を追加していただきまして、地方自治法第237条第2項でいう当該譲渡に係る追認の議決をお願いしたいと存じます。

この後、職員から議案を配付させていただきまして説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。



議 長 お諮りします。

ただいま町長より、議第44号 財産の譲渡についてが提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第44号 財産の譲渡についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

事務局より議案書を配付させていただきます。

〔議案書配付〕

---

議 長 追加日程第1、議第44号 財産の譲渡についてを議題とします。

提案説明を求めます。

副町長 岡田武史君。

副町長 議第44号につきまして提案説明をさせていただきます。

議第44号 財産の譲渡について。

次の土地の譲渡について、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものとする。

平成30年9月20日提出。安八郡安八町長。

当該土地につきましては、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を経た後、譲渡に至るべきでございましたが、議決を経ず、平成28年8月19日付で譲渡に至ったことが判明いたしました。したがって、追認の議決を賜りたく、このたび上程をさせていただくものでございます。

追認の議決をいただく内容といたしましては、譲渡に係る土地の所在、譲渡の金額及び相手先につきましては議案書のとおりでございます。

当該譲渡につきましては、安八スマートインターチェンジ建設に伴う用地の取得に関連して行ったものでございます。相手先とは諸事情もございまして、他の関係者に譲渡した土地の対価に比べ、安い対価での譲渡になったものでございます。したがって、当該譲渡は地方自治法第237条第2項の規定の議会の議決を経なければならない案件として、町の公有財産であります土地について適正な価格によらない譲渡に該当するものでございます。本来、譲渡の前の段階で議会の議決を経なければならない案件でございましたが、法の解釈不足等によりまして議決を経ぬまま譲渡しましたことにつつま

して深く反省をするものでございます。今後はさらに緊張感を持って職務に当たってまいり所存でございます。何とぞ当該譲渡の追認につきまして御理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げまして提案説明とさせていただきます。では、よろしくお願いをいたします。

議長 それでは、本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔3番議員挙手〕

議長 西松巖君。登壇してお願いします。

3番 今、議長さんの許可をいただきましたので、自分の思いを発表させていただきます。

この前の弁護士さんの話と今回の話と合致する問題だろうと思っておりますので、これから言うのは反対討論という意味ではありませんが、絶対反対というわけでもなく、賛成もやぶさかではありませんが、それではなぜかというところ正直言ってわからない。この裁判のことはよくわからないんですが、この追認で裁判そのものが無効になるということは間違いありませんか。本当に間違いありませんか。

それで、この前、町長さんからもちろっとお話を聞いたんですけども、今から提出して間に合うと言ったら間に合いますと言われたんですけど、今の話はよくわからない。

この追認について私の勝手な心配なんですけど、難しい話じゃないんですけども、3つあるんです。追認すると、前の問題についての町の公約違反を議会が認めることになるんじゃないのかなと。

2つ目は、町執行部の責任問題も今後議会と共有することになるんじゃないのかな。

それから、もう一つの裁判というか問題点、土地開発公社の損害問題は一体どういうことになるのだろうかということが気になります。

結論として、急な話ですであれなんですけど、追認はしたわ、裁判は無効になったのでは、議会が何のために追認したかわからない。私自身もわからないので、以上の課題があるようなので今回の起立は見送りさせていただきます。以上です。

議長 それでは、西松議員は討論を今していただきましたけど、反対ということでよろしゅうございますね。

3 番 反対といますか……。

議長 反対討論ということで。

3 番 本当に無効になるということなら問題ありません。

議長 今おっしゃったのは反対という方向ですね。

はっきり言って反対なら反対ということで、討論に入りたいと思います。次に、賛成の討論を求めます。

〔8番議員挙手〕

議長 古澤榮一君。

8 番 議長のお許しをいただきましたので、それでは議第44号の財産の譲渡についてにかかわる賛成討論をさせていただきたいと思います。

本議案の上程に関しましては、今月の9月7日、議会全員協議会並びに9月11日の総務産建常任委員会において執行部より経過説明を受けました。

また、先ほどの提案説明にもありましたが、この譲渡については安八町スマートインター建設に伴う土地の取得に関して、ほかの関係者に譲渡した土地の対価に比べ、諸事情により極めて安い対価で譲渡に至ったものであります。このことは安八町スマートインターチェンジ建設促進、さらには企業誘致といった安八町全体の利益となる町益のための必要な措置でありましたが、そのため適正な対価とは言えない土地の譲渡であったものと理解するものであります。よって、今回執行部より追加上程されました議案に関しましては賛成すべきものであると考えるところであります。

今後、安八町の今後のスマートインターチェンジをいかに活用していくかにかかっており、この意味において執行部初め町職員の方々のこれまで以上の英知を結集していただき、安八町発展のために頑張っていただきたいと思います。我々議員もバックアップを惜しまないものでございます。以上で賛成討論を終わります。

議長 ほかに討論ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 討論を打ち切らせていただいてよろしゅうございますか。

〔「はい」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

この採決は起立により行います。

なお、起立されない方は反対というふうにみなさせていただきます。

追加日程第1、議第44号 財産の譲渡については、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 ありがとうございます。着席してください。起立多数であります。したがって、議第44号 財産の譲渡については原案どおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

これをもって平成30年第3回安八町議会定例会を閉会します。

議会全員協議会は1時半から開催をさせていただきます。よろしくお願いたします。御苦労さんでございました。

(閉会時間 午後0時04分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年9月20日

議 長            大 平 文 雄

議 員            山 中 美 恵 子

議 員            渡 邊 明 博